

重 要

「砲丸投」に出場される選手について

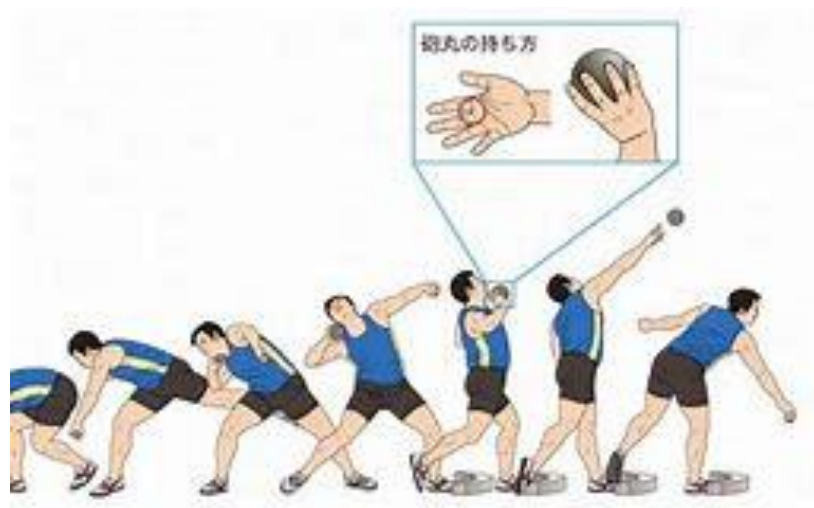
砲丸投を正しく行うことができない場合は、
砲丸投の出場をご遠慮ください。

砲丸投は、砲丸を投げ、その距離を競う競技です。ただ、野球のボールのように投げることは許されません。砲丸をあごか首につけるか、あるいはつきそうな状態に保持し、その状態から突き出して投げるルールになっています。

砲丸投とソフトボール投の違いは、砲丸は、頭より下の位置から突き出すように投げます。

ソフトボール投は、頭の上から降り投げるように投げます。
ソフトボール投げの投げ方で、砲丸を投げる場合、肩、ひじ、手首すべてに負担がかかり、**骨折、脱臼の危険**があります。頭の上の時点で砲丸を落としてしまい**頭に当たる危険**もありますので、砲丸の正しい投げ方が難しい方は、**砲丸投の出場をご遠慮ください**。

砲丸の投げ方



ソフトボールの投げ方



競技用車いす(レーサー)の貸出について

第 28 回三重県障がい者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会、全国競技大会で上位入賞をめざす方に、ビギナーレーサーを貸し出しします。

1.対象者

- ・全国障害者スポーツ大会・陸上競技・障害区分 10・11・12・13・14・15・19
(※別添障害区分表を参照の事)

2.貸出の条件

- ・大会までに複数回の事前練習を行うこと。
- ・貸出期間は、2 週間を限度とするが、必要と認める場合は、その期間を延長することができる。但し、身障センターの事業等での使用が重なる場合は、その期間、貸出を停止する。

3.貸出費用

- ・無料とする。

4.貸出申請

- ・貸出希望者は、身障センターに予約後、すみやかに借用願いを提出すること。
- ・借用期間が重複した場合は、先に予約した者を優先する。ただし、借用期間が長い場合は、調整を依頼する場合がある。

5.点検等

- ・借用時、返却時には、借用者とともに点検を行う。
- ・借用期間中に発生した事故について、身障センターは責任を負わない。

6.貸出物の運搬

- ・借用者が使用する場所までの運搬手段は、借用者の責任において運搬する。

7.破損または紛失

- ・借用者の不注意による破損、または紛失した場合は借用者にて弁済する。

8.転貸の禁止

- ・借用者は、他に貸してはならない。

問合せ・予約先

- ・三重県身体障害者総合福祉センター 障がい者スポーツ推進課

TEL 059-231-0800 FAX 059-231-0801